

ブロックマット事件：大阪地裁平 18(ワ)7014・平成 18 年 12 月 21 日（民 21）判決  
棄却

〔キーワード〕

意匠の類似，登録意匠の要部，全体観察，注意，公知意匠，新規創作部分，特許庁審査の類否判断

〔事 実〕

原告（Y社）は、意匠に係る物品「ブロックマット」について、平成 14 年 8 月 12 日に出願し、平成 15 年 6 月 6 日に設定登録された意匠登録第 1180425 号に係る意匠権の意匠権者であるところ、被告（M社）が製造販売するブロックマットの意匠は前記登録意匠に類似するとして、同意匠権に基き被告に対し、同ブロックマットの製造販売の差止めを求めるとともに不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

原告はまた、平成 14 年 12 月 16 日に別のブロックマットに関する意匠登録出願をしたが、これは先願の本件登録意匠に類似することを理由に拒絶査定された。原告は、被告意匠はこの後願意匠に類似すると主張していた。

争点は、次の 2 点であった。

- (1) 被告意匠と本件登録意匠の類否
- (2) 原告の損害額

〔判 断〕

1 争点(1)（被告意匠と本件登録意匠の類否）について

(1) 本件登録意匠の構成態様

別紙意匠目録添付図面によれば、本件登録意匠の構成は、次のとおりであると認められる。

ア 基本的構成態様

マットの平面の形状は縦長長方形でありこのマットの上端部下端部右端部にコの字状の余端部を残し、他の部分にブロックを配列したブロックマットである。

イ 具体的構成態様

（マット全体の形状及び寸法比）

マットは縦長長方形であり、全体の縦と横の寸法比が約 70 対 19 である。

（ブロックの配列及び寸法比）

ブロックは、マット左端部に沿って、上端からマットの縦全長 70 に対して約 5 下がった位置から、下端からは同じく約 9 上った位置までの間に縦 14 段、横 4 列、合計 56 個列設され、右端部からブロックの最右列の右端部までの寸法比

は、横全長19に対して約3である。

ブロックは正面視やや縦長の長方形であり、格子状に配列されている。

(各ブロックの形状)

各ブロックは、正面視で角にやや小さなアールがついた略正方形であり、その正面中央に凹部が設けられている。同凹部は上方に拡開した逆円錐部の下方に円筒部を設け、その円錐部の上方に正面視四角形状に拡開した開口部を形成してなるものである。正面視で、この部分は稜線により2つの同心円と、2つの略正方形の形状として現れる。各ブロックは、側面視で横長の長方形である。

(各ブロックの錘面の形状及びブロックの配列によって生じる形態)

各ブロックは、側面視で横長の長方形であるため、隣接するブロックとの間の隙間は略平行であり、正面から見た場合、各ブロックが区割り線で仕切られたような形状になる。

(余端部の形状)

マットの上端部、下端部、右端部の余端部の構成比は、上端の余端部縦辺の寸法がマットの縦全長70に対して約5であり、下端の余端部の縦辺の寸法が同じく約9であり、右端の余端部の横幅の寸法は横全長19に対して約3である。

## (2) 被告意匠の構成態様

被告意匠の構成態様のうち、マットの形状が長方形であり、ブロックが配置されていない余端部の形状がコの字状であることは当事者間に争いが無い。

上記当事者間に争いのない事実を証拠(甲4, 7, 乙11)を併せれば被告意匠の構成態様は、次のとおりであると認められる(なお、下線部は、上記(1)で認定した本件登録意匠の構成態様との相違点である。)

### ア 基本的構成態様

マットの平面の形状は縦長長方形であり、このマットの上端部下端部右端部にコの字状の余端部を残し、他の部分にブロックを配列したブロックマットである。

### イ 具体的構成態様

(マット全体の形状及び寸法比)

マットは縦長の長方形であり、全体の縦と横の寸法比が6.8対19である。

(ブロックの配列及び寸法比)

ブロックは、マット左端部に沿って、上端からマットの縦全長6.8に対して4下がった位置から、下端からは4上った位置までの間に縦1.5段、横4列、合計6.0個のブロックが列設され、右端部からブロックの最右列の右端部までの寸法比は、横全長19に対して3である。

ブロックは正面視略八角形であり、ブロックは格子状に配列されている。

(各ブロックの形状)

各ブロックは、正面視で四隅に4分の1円状の切欠部が設けられた略八角形であ

り、その正面中央に凹部が設けられている。同凹部は上方に拡開した逆円錐形状をしており、その上方に正面視略八角形状に拡開した開口部を形成してなるものである。正面視で、この部分は稜線により2つの同心円と、2つの略八角形の形状として現れる。各ブロックは、側面視で上部に拡開した台形状である。

(各ブロックの錘面の形状及びブロックの配列によって生じる形態)

各ブロックは、側面視で台形状であるため、隣接するブロックとの間の隙間にはすべてV字状の溝が形成されており、正面から見た場合、各ブロックが溝で仕切られたような形状になる。また、各ブロックの4分の1円状の切欠部があるために、配列された際に他のブロックの四隅の4分の1円状の切欠部と接続することで円形の孔を形成する。

(余端部の形状)

マットの上端部、下端部、右端部の余端部の構成比は、上端の余端部の縦辺の寸法がマットの縦全長68に対して4であり、下端の余端部の縦辺の寸法が同じく4であり、右端の余端部の横幅の寸法は横全長19に対して3である。

(3) 本件登録意匠と被告意匠の対比

ア 共通点

本件登録意匠と被告意匠とを対比すると、次の4点において共通する。

(ア) マットの形状は縦長長方形であり、このマットの上端部、下端部、右端部にコの字状の余端部を残し、他の部分にブロックを配列したブロックマットであるという基本的構成態様

(イ) マットは縦長長方形のシートであり、全体の縦と横の寸法比がほぼ70対18である点

(ウ) ブロックは、マット左端部に沿って、縦長の格子状に列設されている点

(エ) 各ブロックの正面視中央部分に凹部が設けられており、その凹部は逆円錐形状となっており、正面視で、稜線により2つの同心円が現れており、その開口部周縁の上面部がブロックにおいて最も高くなっている点

イ 相違点

本件登録意匠と被告意匠とを対比すると、次の点において相違する。

(ア) ブロックの配列が、本件登録意匠は縦14段、横4列であるのに対し、被告意匠は縦15段、横4列である点

(イ) 各ブロックの正面視の形状が、本件登録意匠は、四隅にアールがついた略正方形であるのに対し、被告意匠は、四隅にアールのついた切欠部が設けられており、略八角形である点

(ウ) 各ブロックの正面中央の凹部及び開口部の稜線が本件登録意匠は2つの同心円と、2つの略正方形として現れるのに対し、被告意匠は、2つの同心円と、2つの略八角形として現れる点

(エ) 各ブロックの側面視の形状が、本件登録意匠は横長長方形形状であるのに対し、被告意匠は上部に拡開した台形状である点

(オ) 各ブロックの錘面の形状及びブロックの配列によって生じる形態が、本件登録意匠は、正面視で各ブロックが区割り線で仕切られたような形状になるのに対し、被告意匠は、隣接するブロックとの間の隙間にはすべてV字状の溝が形成されており、正面視で各ブロックが溝で仕切られたような形状になる。また、各ブロックの四隅の4分の1円状の切欠部は、配列された際に他のブロックの4分の1円状の切欠部と接続することで円形をなす点

(カ) マットの上端部と下端部の余端部の縦辺の寸法比が、本件登録意匠は、上端部と下端部とでは約5対9であるのに対し、被告意匠は、同じである点

#### (4) 本件登録意匠の要部について

意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察した上、取引者、需要者が最も注意を惹く意匠の構成、すなわち要部がどこであるかを意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等をも斟酌して把握し、登録意匠と対象となる意匠とが要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断すべきものである。

そこで、本件登録意匠の要部がいかなる構成にあるかを検討する。

#### ア 物品の性質、用途、使用態様等

証拠(甲2, 4, 7, 10, 乙2ないし10)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

本件登録意匠に係る物品である「ブロックマット」は、主として河川や調整池、溜池、水路等の護岸工事や法面保護工事に使用される、ポリプロピレン等の不燃布や紙製のマット(フィルターシート)の上に複数のコンクリートブロック(なお、ブロックには上下に貫通する開口部が設けてある。)を固着して一体化したものである1枚当たりの大きさは縦7m横2m程度である。

その使用態様は、法面等を整地した後、重機で法勾配に合わせてブロックマットを敷設し、右側余端部に隣接するブロックマットの左端を重ね合わせてゆくというものであるブロックマットは施工者が杭を打ち込みマット余端部をコンクリートに埋め込む、あるいは縁石ブロックで押さえるなどの方法により固定するものである。このように、マット余端部を土等で覆う必要があるため、敷設されたブロックマットは、コンクリートブロック部分(以下「ブロック部分という。')のみが露出することになる。また、法面工事においては、ブロック部分にも土を盛り、ブロック中央の開口部に種子を施して植生によってブロックマットを斜面に安定させ、斜面を被覆保護する工法(植生工法)もしばしば用いられている。また、ブロックマットを同工法の建設資材として用いる場合には、ブロック中央の開口部の形状は客土や種

子の流失防止に係る。植生工法を採用する場合には、ブロックとブロックの間の溝も土を盛る部分となる。

ブロックマットは型枠にコンクリートを流し込んでブロックを成形し硬化したコンクリートブロックを接着剤でマットに貼付したり、マットの上に型枠を置いてコンクリートを流し込んでブロックをマットと一体成形する方法によって製造される。したがって、ブロックの形状は、この型枠の形状・構造に応じて定まる。

ブロックマットを見る需要者は、護岸、法面工事等の工事業者といった専門的知識を有する者であるところ、上記のようなブロックマットの形状、構造、使用態様、さらにブロックマットのカタログ（甲4、7、乙8）には、図面による平面視の形状のほか、法面などの地表面に敷設した状態を地表から、あるいは斜め上方から俯瞰した写真が掲載されている。これらによれば、需要者も、正面視、あるいは斜め下又は斜め上から俯瞰して、ブロックマットの形態を観察するものと認められる。

そして、需要者はカタログを見て商品の選定をするものであるが、さらに具体的に観察するために現物を見た上で購入することもあると推認される。需要者が現物を見る場合には、足下に置いたブロックマットを正面から見て観察することになる。

#### イ 公知意匠

本件登録意匠の意匠登録出願前に頒布された刊行物に記載された「ブロックマット」に係る公知意匠には、実公昭51-9135号公報（乙3）記載の意匠、特開平1-111921号公報（乙4）記載の意匠、特開平4-203116号公報（乙5）記載の意匠、特開平8-155933号公報（乙6）記載の意匠、特開平1-105820号公報（乙7）記載の意匠があり、本件登録意匠の基本的構成態様のほか、四隅にアールのついた略正方形のブロックを縦長長方形の格子状に配列する構成、各ブロックの中心部に凹部を設ける構成及びその凹部は逆円錐形状となっており正面から見た場合に凹部が稜線によって2つの同心円となって現れている構成は、既にこれらの公知意匠に顕れていたことが認められる。

#### ウ 本件登録意匠の要部

上記認定事実によれば、次のようにいうことができる。

本件登録意匠に係る物品であるブロックマットは、工事関係者が選定して購入する護岸、法面工事用の建設資材であり、需要者はカタログあるいは現物を見て商品の選定をするものであるところ、カタログには商品の図面として正面視の図面が掲載されている。マットの素材にはいくつかの種類があるが、いずれも形状は縦長長方形で、その上下端部及び右端部にコの字型の余端部が設けられているのが通常であり、この余端部は敷設時には表面には現れない。他方、ブロックは型枠によって種々の形状に成形が可能であり、現に多様な形状のブロックが存在する。ブロックマットが植生工法の資材として用いられる場合には、いずれは植生によってブロック部分も表面に現れなくなるが、植生により覆われるまでの間、ブロック部分は表

面に現れることとなるし、護岸工事の場合にはブロック部分はそのまゝ表面に現れることとなる。また、単に開口部があることは、公知意匠にも見られるありふれた形態であるが、開口部の形状や各ブロック間の形状は、植生工法により施工する場合には客土や種子の流失防止に関係があるため、工事業者においても関心を持って観察するものである。

そうすると、工事関係者は、ブロックマットを観察するに際しては、ブロックマット敷設時に表面に現れることとなるブロックの正面視での配列時の形態や各ブロックの正面視での形状に関心を持つものと認められる。

もっとも、上記イ掲記の各公知意匠によれば、四隅にアールのついた略正方形のブロックを縦長長方形の格子状に配列する構成や、ブロックの中央凹部が逆円錐形状となっており正面から見た場合に凹部が稜線によって2つの同心円となって現れている構成はありふれたものであったというべきである。そして、需要者である工事業者は、専門的知識を有し、従来存在したブロックマットの形状についても知識を有するものであるから、上記のありふれた構成は、需要者（工事業者）の注意を惹くものということとはできない。

これに対し、本件登録意匠の前記1(1)イの各ブロックの形状のうち、正面から見た場合に中央の凹部と開口部の形状が、稜線により2つの同心円と2つの略正方形として現れる点及び各ブロックが側面視で横長の長方形である点は新規な形態である。また、同各ブロックの錘面の形状及びブロックの配列によって生じる形態のうち、隣接するブロックとの間の隙間が略平行であり、正面から見た場合に、各ブロックが区割り線で仕切られたような形状になる点も、各公知意匠に見られない新規な形態であり、これらの形態によって、中央の凹部こそ円形ではあるが、各ブロックの外縁部及び開口部の稜線によって描かれる略正方形の形態が強調された整然とした独特の美感がもたらされているといえることができるから、この部分が本件登録意匠の要部というべきである。

原告は、本件登録意匠の要部は、マット面の三辺、すなわち、上端部、下端部そして右端部の各部分に余端部を残して、マットの他部をブロック体で埋めた点にあると主張するが、そのような構成自体は、上記イ掲記の各公知意匠に顕れていて、ありふれた構成と認められる上、マットの余端部は敷設後は表面に現れることはないのであるから、この部分を看者が着目すると認めることはできず、原告の主張は採用できない。

#### (5) 本件登録意匠と被告意匠との類否について

前記(3)イの相違点のうち、(ア)のブロックの配列は微差にすぎず、(カ)のマットの上端部及び下端部の余端部の縦辺の寸法については本件登録意匠の方が下端部の縦辺が上端部の縦辺の約2倍である点で特徴的であるともいい得るが要部における相違ではなく(エ)の各ブロックの側面視の形状は正面視ないし俯瞰して観察した場

合には目につかない部分であって意匠の要部における相違点ではないから、類否判断に影響を及ぼすとまでいうことはできない。

他方、前記(3)イの相違点(イ)及び(ウ)(各ブロックの形状)は、本件登録意匠の要部に関するものである。そして、本件登録意匠においては、中央の凹部を除いては、アールのついた四角形で構成されているため、整然とした美感をもたらしているのに対して、被告意匠においては、各ブロックの四隅に4分の1円状の切欠部が設けられ、これに対応して内部の開口部にも四隅にアールのついた切欠部が設けられた2つの略八角形からなる凹部があるため、正面から観察した場合に、配列されたブロックにおいて縦横の線には直線が用いられながらも、各ブロックの中央部及びその四隅部分には円形が現れるような意匠となっていること、及びブロック上面の平面面積が少なくなっていることにより、一定の統一感を保ちつつも、装飾を凝らしたような印象を与える点が看者の印象に強く残るものとなっており、本件登録意匠とは異なる美感をもたらしている。

さらに、相違点のうち(オ)の各ブロックの垂面の形状及びブロックの配列によって生じる形態が、本件登録意匠では、隣接するブロックとの間の隙間は略平行であり、正面から見た場合、各ブロックが区割り線で仕切られたような形状になり、この点においても本件登録意匠は、整然とした美感をもたらしているのに対し、被告意匠においては、隣接するブロックとの間の隙間にはすべてV字状の溝が形成されていること、4分の1円状の切欠部は、配列された際に他のブロックの4分の1円状の切欠部と接続することで円形をなしていること、ブロックとブロックの間に比較的広い溝があることにより本件登録意匠とは異なる装飾的な美感をもたらしている。

以上のとおり、被告意匠は、本件登録意匠と共通点を有するが、要部について顕著な相違点があり、その他の本件登録意匠と被告意匠の共通点を考慮しても、全体として相違点が共通点を凌駕し、本件登録意匠とは美感を異にするというべきである。

したがって、被告意匠は、本件登録意匠とは類似しないというべきである。

なお、原告は、本件登録意匠と類似するとの理由により拒絶査定を受けた本件後願意匠に、被告意匠が同一又は類似することを被告意匠が本件登録意匠と類似することの根拠としているが、特許庁がなした拒絶査定は裁判所に対して何ら拘束力を持つものではなく、意匠の類否の判断は、本件登録意匠と被告意匠とを対比して行えば足りるものである。よって、原告の主張は採用できない。

2 以上の次第で、その余の争点について判断するまでもなく、本件意匠権に基づく原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 〔論 説〕

1．本件は、意匠権者が自己の意匠権を侵害する者に対し差止請求権と損害賠償請求権とを行使した事案であるが、争点は被告意匠が本件登録意匠に類似するか否かであったところ、この大阪地裁の意匠の類否判断についての手法も考え方も、わかりにくいものである。これは、東京地裁の影響を受けているようであるが、かつての大阪地裁の伝統的な手法や考え方が影を潜めてしまっている。

2．判決は、まず本件登録意匠の要部を把握する必要があるとして、「意匠を全体として観察した上、取引者、需要者が最も注意を惹く意匠の構成、すなわち要部がどこにあるかを、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等をも斟酌して把握し」という考え方を示している。

これを分説すると、全体として観察すること、最も注意を惹く意匠の構成（要部）、物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分ということになり、いわゆる登録意匠の「要部」について2つあげていることになる。即ち、「意匠全体を見て最も注意を惹く構成部分」と「公知意匠にない新規な創作部分」とである。

しかし、この2つの要部は相互に矛盾している。即ち、前者は登録意匠の全体の中から最も注意を惹く部分ということであれば、看者にとってはその部分が公知公用のものであったとしても注意をひく部分があることに変わりはないし、後者は全体の中から特に注意をひかない部分であったとしても、公知意匠にはない新規性を有する創作部分であれば、要部ということになるから、裁判所の言っている2つの要部のことはわからない。

裁判所はさらに、本件登録意匠の要部を把握した後は、対象意匠（被告）が本件登録意匠の要部を共通にしているか否かを中心に観察し、かつ両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断すべきものであると説示するが、要部の把握のほかに美感が登場している。

3．そこで、本件登録意匠の要部について、裁判所は、当該物品の性質、用途、使用態様等について議論した後、公知意匠（実用新案公報、公開特許公報5件）をあげ、本件登録意匠の基本的構成態様のほか、「四隅にアールのついた略正方形のブロックを縦長長方形の格子状に配列する構成、各ブロックの中心部に凹部を設ける構成、その凹部は逆円錐形状となり正面から見た場合に凹部が稜線によって2つの同心円となっている構成」は、公知意匠として存在すると認定している。しかる後に、本件登録意匠の要部について、原告主張のそれについては採用せず、前記1(1)イの各ブロックの形状と同の各ブロックの錘面の形状とブロックの配列を新規な形



態と把握したが、これらの形態によって「独特の美感がもたらされている」としてこれを要部と認定した。

裁判所はしかる作業が終わった後に、被告意匠に対し本件登録意匠の前記要部を適用したところ、全体として相違点が共通点を凌駕して異なる美感をもたらししていると認定し、類似しないと判断したのである。

4．しかしながら、本件における登録意匠の要部の把握は、裁判所が最初に披露した手法とは異なり、全体観察とか、最も注意を惹く部分についての観点を忘却し、公知意匠が有する部分的な構成態様を本件登録意匠の各部分に対比しそれぞれについて美感を異にするなどと認定し、類似しないと判断しているが、納得できないところである。

総論と各論とが首尾一貫しない説得力の欠けた判決といわなければならず、再考に値する判断である。

5．ところで、同判決は最後になお書きとして、原告が主張した特許庁における判断に対しては、「特許庁がなした拒絶査定拒絶理由は、裁判所に対して何ら拘束力を持つものではなく、意匠の類否の判断は、本件登録意匠と被告意匠とを対比して行えば足りる」と判示している。ここに、原告が出願した後願意匠とは、実は被告意匠に酷似したような意匠であって、原告は本件登録意匠と被告意匠とが類似することの確認を得るために出願してみたのかも知れない。しかし、現在の関連意匠登録制度では後願意匠は本意匠と類似であったとしても確認登録をすることはできないから、拒絶されたのだろうが、裁判所としては、類否判断の証拠として採用しないという程度の説示であればよかったのに、何かムキになって特許庁の意匠の類否判断に対抗しようとしているような感じがする。

〔牛木 理一〕

(別 紙)

物 件 目 録

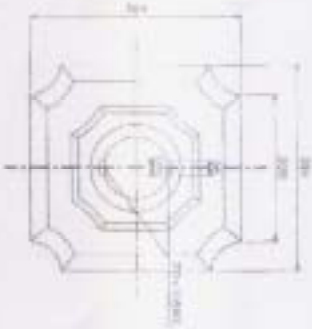
製 品 名	シビックマット
形 状	別紙のとおり





崩壊と養生と土留保壁に記されたプロックマットです。  
 シートのマトリクスは崩壊防止の開口部を形成する多数のコンクリートブロックで  
 フォルダースシートを一体化したブロックシートです。

この製品は崩壊防止の開口部を形成する多数のコンクリートブロックで  
 フォルダースシートを一体化したブロックシートです。



1. 崩壊防止の開口部を形成する多数の  
 コンクリートブロックで  
 フォルダースシートを一体化した  
 ブロックシートです。

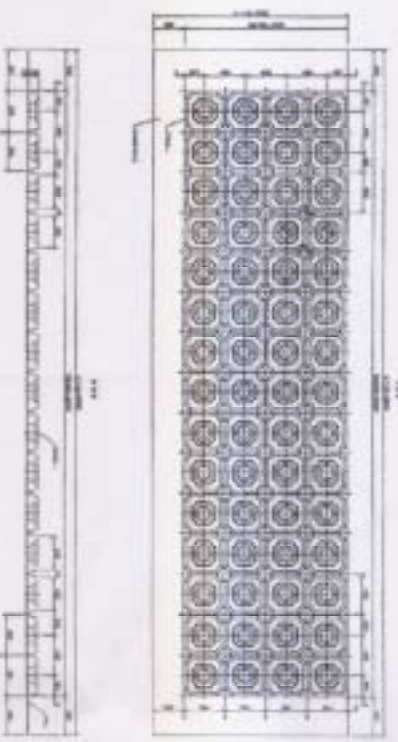
101

崩壊防止

崩壊防止の開口部を形成する多数のコンクリートブロックで  
 フォルダースシートを一体化したブロックシートです。このシートは  
 崩壊防止の開口部を形成する多数のコンクリートブロックで  
 フォルダースシートを一体化したブロックシートです。

ブロック

この製品は崩壊防止の開口部を形成する多数のコンクリートブロックで  
 フォルダースシートを一体化したブロックシートです。



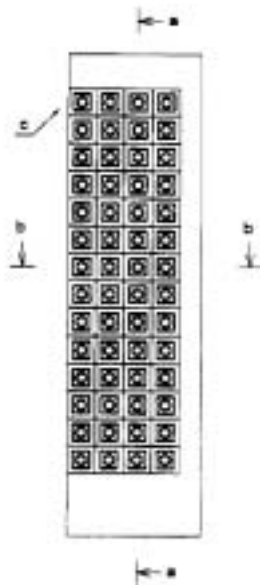
## 【本件登録意匠】

(55) 【意匠に係る物品の説明】この意匠は、主として河川や調整池や溜池・水路等の土木工事に使用されるブロックマットである。従来のブロックマットに使用されていた下地のマットは、ポリプロピレン不織布等が使用されていたが、本意匠に使用されるマットは紙製で出来ており、環境に優しく、且つ、経済的である等、極めて有益なる効果を奏するものである。

(55) 【意匠の説明】左側面図は右側面図と、底面図は平面図と、対象に表れる。又c部拡大図、d-d断面図、e-e断面図は1つのブロックを拡大したものである。

【図面】

【正面図】



【右側面図】



【平面図】



【背面図】



【a-a断面図】



【c部拡大図】



【b - b 断面図】



【d - d 断面図】



【e - e 断面図】

